

5 その他

(9) 長期生活支援資金貸付金返済時の代物弁済による税対策

経緯又は現状・課題

長期生活支援資金は、現在居住し、また将来にわたってすみ続けようとしている土地・建物を所有している高齢者（65歳以上）に、土地・建物を担保として生活資金を貸し付ける制度として、平成14年12月24日付け厚生労働省発社援第1224001号厚生労働省事務次官通知に基づき、本県では平成15年9月1日から実施した貸付制度である。

平成16年度末現在、12件の貸付件数があり約1億4千万円分の貸付決定をしている。

〔事例〕

借入者の状況		市区町村名	土地面積 (㎡)	土地評価額 (千円)	貸付 限度額 (千円)	貸付 月額 (千円)	貸付 決定日
性別	年齢						
女	71	仙台市若林区	338.54	28,300	19,810	100	H15.11.26
女	91	大河原町	903.03	28,900	20,230	250	H16.10.25

貸付契約が終了し、貸付金の返済にあたり現金による償還ができなく、代物弁済による返済の場合には、次のような税務に係る諸問題が発生する。

- ・代物弁済に伴う不動産取得税（県税）の支払い
- ・代物弁済に伴う所有権移転登記の登録免許税（国税）の支払い
- ・所有権移転登記後の固定資産税（市町村税）の支払い
- ・所有権移転登記後の不動産売買に係る所得税（国税）の支払い

以上のような税務に関する課題が発生し、社会福祉法に規定される社会福祉事業を実施し、税の負担が発生するのか疑義が生じる。

提案する内容

上記の税負担が発生することを鑑み、社会福祉事業の実施に伴う不動産取得・所有・売買・登記等に関する各種税徴収の免除等に関する関係法令の改正の要望、及び陳情等の活動が必要とされる。

国レベルでは法律、及び県レベルでは関係条例等の改正を要望する。

- ・代物弁済に伴う不動産取得税（県税）の支払い免除
- ・代物弁済に伴う所有権移転登記の登録免許税（国税）の支払い免除
- ・所有権移転登記後の固定資産税（市町村税）の支払い免除
- ・所有権移転登記後の不動産売買に係る所得税（国税）の支払い免除
- ・被相続人の借入金返済に伴う相続財産からの控除等など、本制度利用者の死亡による相続税の軽減措置の要望

その他・根拠法令等

平成14年12月24日付け厚生労働省発社援第1224001号厚生労働省事務次官通知「生活福祉資金（長期生活支援資金）の貸付について」